

# 鳥取縣公報

昭和十八年三月十二日

金曜日

## 縣令

昭和十八年三月十二日

## 縣令

昭和十八年三月十二日

◆鳥取縣令第二十一號  
昭和十七年六月鳥取縣令第五十一號鳥取縣立機械工養成所規程中  
左ノ通改正シ昭和十七年十一月一日ヨリ之ヲ適用ス

第三條中「技師」ヲ「地方技師」ニ「主事補」ヲ「屬」ニ改ム  
第五條中「技師」ヲ「地方技師」ニ改ム  
第六條中「主事補」ヲ「屬」ニ改ム  
昭和十七年三月十二日

## 告示

昭和十八年三月十二日

◆鳥取縣告示第一百十七號  
昭和十七年三月鳥取縣告示第一百五十九號鳥取縣木工指導所規程中  
左ノ通改正シ昭和十七年十一月一日ヨリ之ヲ適用ス

- 縣令
- 鳥取縣立機械工養成所規程中改正 ..... 一頁
- 水產業關係協定貯金變更認可 ..... 一頁
- 鳥取縣商工獎勵館規程中改正 ..... 一頁
- 鳥取縣防空連絡協議會規程中改正 ..... 一頁
- 鳥取縣立農事試驗場農村挺進青年鍊成部ヲ  
青年學校ノ課程ト同等以上ノ課程ト認定 ..... 二頁
- 郡市町村農會技術員資格試驗合格者  
養育實行組合解散認可 ..... 一頁
- 國民同和日に際し全縣民に望む ..... 一頁
- 國民同和の問題 ..... 一頁

## 彙報

- 健康保險齒科醫指定

第三條中「技師」ヲ「地方技師」ニ「主事補」ヲ「屬」ニ改ム  
昭和十七年三月十二日

鳥取縣知事 土 肥 米 之

## ◆鳥取縣告示第一百十八號

賃金統制令第二十四條ノ規定ニ依リ鳥取縣水產會申請協定賃金變更ノ件左ノ通昭和十八年三月六日認可セリ

昭和十八年三月十二日

00758-

## 一 申 請 者

鳥取市東町一番地

鳥取縣水產會

會長 淺沼嘉雄

鳥取縣知事 土肥米之

## 一 協定賃金適用地域

鳥取縣一圖

## 一 賃 金

## 1 基本給並賃金基準

鳥取市

岩美郡

氣高郡

八頭郡

## 鳥取縣勞務勞者協定賃金

漁業		職能別		金其ノ他		日給月給		基 本		基 本		基 本		基 本			
						請負ノ別		男		女		請		金		基 準	
						請負		圓		圓		請		金		基 準	
鰐延繩漁業	鰐漬漁業	飛魚流刺網漁業	鰐延繩漁業	飛魚旅網漁業	鰐漬漁業	鰐延繩漁業	鰐流刺網漁業	鰐船底曳網漁業	地漕網漁業	機船底曳網漁業	鰐流刺網漁業	鰐延繩漁業	鰐漬漁業	鰐延繩漁業	鰐漬漁業	鰐船底曳網漁業	地漕網漁業
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
漁獲高ノ百分ノ七十二以下									漁獲高ノ百分ノ七十五以下	漁獲高ノ百分ノ七十二以下	漁獲高ノ百分ノ七十五以下	漁獲高ノ百分ノ七十二以下	漁獲高ノ百分ノ七十五以下	漁獲高ノ百分ノ七十二以下	漁獲高ノ百分ノ七十五以下	漁獲高ノ百分ノ七十二以下	漁獲高ノ百分ノ七十五以下
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同

00761

12500

00760

水産製造							漁業	定置	一本釣漁業	いか集曳網漁業
鮮魚運搬	其ノ他ノ製造	塙鯖其ノ他 鮪製造	錫製造	鱈メ粕肥料製造	開鮑其ノ他 鮑製造	竹輪蒲鉾製造	漁業	船長	月給	一本釣漁業
同	同	同	同	二五〇以下	二五〇以下	一八〇以下	同	同	九〇〇以下	同
二八〇以下	三〇〇以下	二五〇以下	一八〇以下	二〇〇以下	一八〇以下	一一〇以下	同	同	六〇〇以下	同
一八〇以下	一八〇以下	一八〇以下	一八〇以下	一八〇以下	一八〇以下	一一〇以下	賄ナシ	賄ナシ	一	賄付
同	同	同	同	同	同	同	同	同	一	同
荷車付				コトヲ得 副産物ハ之ヲ分與スル						同

東伯郡關係勞務者協定賃金

00762

10500

漁業	鮫延繩漁業	同	同	同	同	同	同	同	同
水產製造	竹輪蒲鉾製造	日給	三〇〇以下	二〇〇以下	同	同	同	同	同
漁礁	煮乾鰯其ノ他 鮪製造	同	同	三〇〇以下	二〇〇以下	同	同	同	同
磯掃除	其他ノ製造	同	同	三〇〇以下	二〇〇以下	同	同	同	同
水產雜役	磯掃除	同	同	二五〇以下	一八〇以下	同	同	同	同
漁礁	磯掃除	同	同	二四〇以下	一六〇以下	同	同	同	同
磯掃除	磯掃除	同	同	一八〇以下	一一〇以下	同	同	同	同
水產雜役	磯掃除	同	同	一一〇以下	一一〇以下	同	同	同	同
漁礁	磯掃除	同	同	一一〇以下	一一〇以下	同	同	同	同
磯掃除	磯掃除	同	同	一一〇以下	一一〇以下	同	同	同	同

米子市  
西伯郡關係勞務者協定賃金  
日野郡

00763

職能別	賃金其ノ他		請負人別	日給月給		基本給	賃金基準	摘要	要
	請負	圓		男	女				
地曳網漁業	請負	圓	請負	請負	請負	漁獲高ノ百分ノ七十以下	賄ナシ	依ル 高落シハ從來ノ慣習ニ	
手曳網漁業	同	同	同	同	同	漁獲高ノ百分ノ五十以下	賄ナシ	依ル 高落シハ從來ノ慣習ニ	
船曳網漁業	同	同	同	同	同	漁獲高ノ百分ノ六十以下	賄ナシ	依ル 高落シハ從來ノ慣習ニ	
鮫延繩漁業	同	同	同	同	同	漁獲高ノ百分ノ七十以下	賄ナシ	依ル 高落シハ從來ノ慣習ニ	
鮫巾着網漁業	同	同	同	同	同	漁獲高ノ百分ノ六十以下	賄ナシ	依ル 高落シハ從來ノ慣習ニ	
鮫延繩漁業	同	同	同	同	同	漁獲高ノ百分ノ八十以下	賄ナシ	依ル 高落シハ從來ノ慣習ニ	
鮫延繩漁業	同	同	同	同	同	漁獲高ノ百分ノ九十以下	賄ナシ	依ル 高落シハ從來ノ慣習ニ	
鮫延繩漁業	同	同	同	同	同	漁獲高ノ百分ノ七十以下	賄ナシ	依ル 高落シハ從來ノ慣習ニ	
鮫延繩漁業	同	同	同	同	同	漁獲高ノ百分ノ六十以下	賄ナシ	依ル 高落シハ從來ノ慣習ニ	
鮫延繩漁業	同	同	同	同	同	漁獲高ノ百分ノ七十以下	賄ナシ	依ル 高落シハ從來ノ慣習ニ	
鮫延繩漁業	同	同	同	同	同	漁獲高ノ百分ノ八十以下	賄ナシ	依ル 高落シハ從來ノ慣習ニ	
鮫延繩漁業	同	同	同	同	同	漁獲高ノ百分ノ九十以下	賄ナシ	依ル 高落シハ從來ノ慣習ニ	

10500

00764

漁業										
竹輪蒲鉾製造	潜水器漁業		潜網漁業		網漁業		鰯巾着網漁業		いか糞曳網漁業	
	唧筒押他	機關士	潛水夫	網漁業 (和船)	鰯巾着 (和船)	漁夫般	漁船 長	船 長	漁夫般	船 長
同	日給	同	同	同	同	同	月給	一五〇〇〇以下	日給	同
三〇〇以下	三五〇以下	一五〇〇〇以下	一一〇〇〇以下	七〇〇〇以下	五〇〇〇以下	一	六〇〇〇以下	一一〇〇〇以下	三五〇以下	同
二〇〇以下		一	一	一	一	一	一	一	一	同
賄付	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
	同	同	但シ基本給以外ニ實物 ハ給與ヲナス場合ニ於テ ハ從來ノ慣習ニ依ル	但シ基本給以外ニ實物 ハ給與ヲナス場合ニ於テ ハ從來ノ慣習ニ依ル						同

00765



00769

00768

山下幸太郎

田中重吉

西尾新一郎

國政守男

小林悟

前田豊

清水龜重

池邊晴夫

田中善一

鍋濱秀雄

小林昌治

村井喜代藏

久米本嘉雄

中原俊

青木仁

廣田治佳

牧田廣吉

坂田春信

安達清

川浩

遠藤直義

大村勇

梶川泰二

伊藤一市

藤井四郎

山根節夫

齋木博三

小山知幸

横田博治

高田義雄

濱邊繁男

田淵政治

橋本勉

奥村上美佐雄

河口俊一

石田正二

山本定輝

藤井晴雄

生田博保

江原和夫

松本松

松下賢

清水正男

吉田榮

山本正信

澤輝政

中村博文

入江勇太郎

本田潔

花岡一夫

川上守一

岡本正雄

藤井四郎

松原道太郎

手島邦男

松井裕

日野壽雄

松井道太郎

手島邦男

吉川右一

河口俊一

近藤堅

大西勝信

出口隆雄

瀬尾金義

佐伯貞夫

田中義郎

西本英一

## ◆鳥取縣告示第一百二十三號

右ノ通養營實行組合ノ解散ヲ認可セリ

昭和十八年三月十二日

鳥取縣知事

土肥米之

組合名

事務所ノ所在地

解散年月日

西品治養

鳥取市西品治五九九番地

昭和十八年二月二十八日

實行組合

鳥取市西品治五九九番地

昭和十八年二月二十八日

## ◆鳥取縣告示第一百二十四號

當管内ニ於ケル健康保險歯科醫左ノ通指定セリ

昭和十八年三月十二日

鳥取縣知事

土肥米之

診療所所在地

氏名

指定年月日

日野郡阿尾緣村大字下阿尾緣九一〇

木村宏毅

昭和十八年三月四日

鳥取市元魚町一丁目三一

堀野正武

昭和十八年三月四日

## ◆鳥取縣告示第一百二十五號

左記墓地ハ濱松市西國民學校地擴張ノ爲改葬ヲ要スルモ縁故者不明ノモノ有之ニ付有縁者ハ來ル三月三十一日迄ニ管理者宛申出ラルベク若シ右期日迄ニ何等申出ナキ場合ハ管理者ニ於テ適宜改葬措置セラルベシ

昭和十八年三月十二日

鳥取縣知事

土肥米之

墓地所在地

濱松市鴨江町七十三番地ノ一

鴨江墓地西北隅八五坪八七

一墓地管理者

濱松市鴨江寺

住職建部快運

一有縁者不明ノ墓地數

百六基

一改葬豫定日昭和十八年三月三十一日

# 彙報

## 國民同和日に際し

### 全縣民に望む

鳥取縣知事 土肥米之

明治元年三月十四日 明治天皇は文武百官を從へさせられ天神地祇に五事を誓はせられた。是皇政復古明治新政の國是にして其の箇條に

「今般朝政一新ノ時ニ膺リ天下億兆一人モ其ノ處ヲ得サル時ハ皆朕カ罪ナレハ今日ノ事朕自身骨ヲ勞シ心志ヲ苦メ艱難ノ先ニ立」

と、眞に一視同仁萬民保全の大御心を宣べさせてゐる。

何時如何なる場合に於ても皇民の盡す可き目標は「大御心ニ歸一シ奉ル」の只一事に存し、此の一君萬民億兆一心の貴くも美しい皇國体の眞姿顯現こそ無限絶大なる皇國の靈力の源泉であり、

儼然たる天壤無窮の皇運の根基である。

大和の完成は獨り國体の精華尊嚴である許りでなく凡ゆる國民生活の理想であつて、國を愛し君に捧げんとする赤誠溢るゝ全一體の生活が高度國防國家建設の内容である。

特權意識を是正して職域奉公の誠を盡し、公私一休物心一如體も人も國の寶として充分に其の使命を果し、社會正義の確立、總認識親和の徹底に依り完全なる國家一体の中に發刺したる躍動を見るは翼賛奉公の頼もし姿である。

封建時代の陋習たる國民差別の意識と感情に捉はれ、皇民的自覺に目覺めずして一億一心全一体の國家理想に反するは寔に高度國防國家建設を阻害して翼賛奉公の誠を致さざるの甚しきものであつて、國民同和の即決は實に現下の最大喫緊事と云ふべきである。

決戰体制下愈々其の重大性を加へたる本運動の眞使命に鑑み、從來の特殊的機關に依る特殊的運動は先般發展的解消を遂げ國家自體國民自體の問題たる國民運動として發足したる今日、全縣民各位は相共に國体の本義、人道の基調に則り同和完成の爲に格段の努力を拂はれ以て本縣の天地をして同和完成の美しき樂土たらしめられ、五十萬縣民悉くが相扶け相勵み相睦みて大使命の完遂に一体の効力を致さるゝやう切望して止まない次第である。

## 國民同和の問題

### 時局下差別問題解決の急務

江戸時代に於て士農工商以下の階層として隠視せられた一部の同胞が、明治維新に際し身分職分とも一般人と同等とせられたことは正しく一君萬民の我が國体の本義が顯揚されたものであつて、此の解決の施行された明治初年に於て同胞差別の弊風は全く其の跡を絶つべきものであつたにも拘らず、不幸にして此の解決は制度の上のみに止まつて、實際生活や感情の上に於ける差別は依然として存續し、多年に亘る官民の努力も今に其の解決を見なることは毫に遺憾に禁えぬところである。

今や我が國は大東亜共榮圈の建設を目指して未曾有の決戦を行ひつゝある秋に當り、此の同胞差別の問題は高度國防國家体制確立の上からも、其榮圈諸國指導上からも速かに克服されねばならぬ一大事實であつて、國民生活が未會有の躍進轉換を遂げる大戰下にこそ、更に確認し、其の解決を遂ぐべき最好機と云はなければならない。

然るに今日尙斯る境遇に置かれてゐる人々は、全國で約百二、三十萬に達すると思はれるが、元來之等一部同胞に對して今尙殘

存してゐるこの差別感は、個々人の理性的な判断から出るものではなくて、たゞ因襲的にかく信じられてゐるに過ぎぬのである。もとより今日に於てはこの差別感は以前のやうな露骨なものではなく、差別は確かに減少してゐるのであつて、國民的自覺が高まり、文化が向上するに伴つて漸次それが薄らいで行つてゐるのではあるが、全般としてなほ人心を相當強く支配して居り、地方により濃淡はあつても依然として存在してゐることは否定出来ない悲しむべき事實である。かくてこれらの差別を受けてゐる人々が、これに對して如何に深い屈辱を感じ、苦惱を覺えてゐるかは言語に絶し、それはひとたび立場をかへ、その身になつて見れば充分に了解されるところである。明治初年に法の上で解決されて既に七十餘年、今になは理由なき因襲のまゝにわが同胞を苦しめてゐることは、何といつても遺憾に堪えぬことである。

そもそもこのやうに一部の同胞がかく差別を受けるやうになつた起因については學問上未だ必ずしも定説とすべきものがなく、言傳へ等についても信憑すべきものが少いのであるが、主としてその職業の關係から來てゐることは動かせぬ事實である。

一部同胞の中には朝鮮其の他の大陸から渡來した人達を祖先とするものがあるとされてゐるやうであるが、たとへそれが眞であるものがあるとされてゐるが、たとへそれが眞である。

るべき時代ではないのであるし、又既に平安初期に編纂せられた新撰姓氏錄によつてもわかるやうに、當時の畿内の名家一千餘氏の約三分の一が大陸からの歸化人の系統であつたのであって、我が大和民族は決してこれらの外來民族を差別するやうな民族ではなく、同化力の強大な我等の祖先は神代以來これを融化して渾然たる一大日本民族を作り上げてゐる。即ち單なる民族の相違からかゝる差別の因をなしてゐるとは認められないものである、

然るに何が故に過去に於てかやうな風習が醸成されたのであるかと考えるに、我が國は古來農を以て生民の本として尙んだのであつて、食物を生産する農民は地位が高く、これに與らない工・商その他遊藝雜役等に從事する人々は農民程に尙ばれなかつたのである。かやうにして生産關係から各種の業に携はる人々の社會的地位が決定せられて、大化の革新以後雜工業に從つた所謂雜戸は農民より一段低い地位に置かれたのであつた。なほこれらの雜戸に屬する各種の業務の中に墓守があつたが、これは我國古來の祖先尊崇の思想にからんで、特に高貴の人々に於ては長期間墓守が置かれ、一面又汚れを忌む思想から、これらの死者に近づく者を社會から差別する風習が強化されてゐたやうである。

穢に躓きしめられ、そしてこれらに携つた人々には平安時代以後に於て當時の政治の腐敗や兵亂のために家や財を失つて浮浪者となり、故郷を逃れて他地方に流浪して一般からは顧みられぬ河原や山間の僻地に住み場所を見出だし、土地の人からはよそ者・來り者等として輕視せられ疏隔せられつゝ種々の業に携はつて糊口を凌いだ者がある。次に後代の部落の職業に關係の深い製皮革が平安時代以後特に躓しまれるやうになつたのは、佛教渡來後その影響によつて殺生肉食禁斷の風が興り、これに汚れの思想が結びついたのであつてそれに伴つて死牛馬の處理や製皮革等に携はる人々は、この穢れに觸れるものとして忌避せられるやうになつた。

以上のやうに往昔に於て差別感を醸成した起因は種々考へられるのであるが、しかしそれらは自然に發生した風習であつて、當時に於ては後代に於けるやうなきびしい差別を受けることはなかつたのである。

其の後鎌倉時代以後、封建制度の發達により職能的な各種の階層が形成せられて行くに従つて、踐しまれた人々も階層的集團として存在せしめられるやうになつたが、部落の形成は一般にこの時代以後に始まつたと見られる。皮革關係者も依然と「忌避されてゐる」、しかし尙當時に於ても他の踐しまれた業に從事する

ものとの區別はさほどはつきりしたものではなかつた。

00773

そして隣しまれた業務の中にも其間に自然と其地位が高められ  
て行つたものもある。例へば遊藝者中のあるものゝ如きである。  
又應仁大亂以後戰亂相次いだ時代には、この階層の人々の中から  
も力と機會とに恵まれた者はその境遇から脱け出で、これと共に  
戰に敗れて諸國に落ちのびた者、戰の犠牲となつて田地や家財を  
失つた者、饑饉や疾病のため落伍した者等でこの階層に身を鑿し  
た者もまた少くなかったわけである。

然るに江戸時代に入つて、國內保全の策として封建制度の確立を見るに及び、こゝに國內全般に士農・工・商の身分の別が明かにせられるに至つて、これら隣しまれた人々は最下の階層として其下に置かれることとなり、こゝに同胞中不合理な差別階層の存在を見ることがなつたのである。一般農民は生業に從事する者で最も尠ばれ、武士に次ぐ地位に置かれてゐたのであるが、その農民でさへ甚しい身分の壓迫を加へられてゐたのであつて、四民以下とせられた人々に對する上層からの壓迫と侮辱が如何に甚しかったかは想像に難くない。又この人々に對する支配はその頭領の人によつて行はれたが、この頭領たる人は死牛馬の處理、製皮革、村落都邑の警固、掃除、刑の執行等を專業とした人であつたのであるが、その業の中でも最も勢力を振つたものであるが、その業の

故にその下の者と共に特に忌避せられたのである。

然づくと共に、國內の秩序維持を強化する必要と、又この人々の人口増加に伴ふ生活の低下に基づいて一層きびしくなつて來た。かくてこの人々は風俗においても區別せられ、一般人と縁組をしたり、又これに奉公に出ることも嚴禁せられ、全く一般社會から孤立した存在となり、社會の全重壓の下に忍從の生活を送るに至つたのであつて、かやうな不合理な差別は封建制度の基礎の上に法的強制によつてのみ維持し得たものといふことが出来る。それが明治維新に際し、この封建制度が崩壊するに及んで、明治天皇の有りがたき聖旨の下、この差別は取除かれることとなつて、至つたが、事實は依然として差別が續けられ解決の眞精神が達せられぬまゝに今日に至つてゐるわけである。

一君萬民の我が國体の眞の姿を顯現し、國民同和の理想を實現するため銳意國民生活の刷新をはかることは、凡ての國民に負はせられてゐる重大な責務であつて、七十餘年の昔明治維新にあたり、舊來の陋習として撤廢を命ぜられたこの同胞差別の習俗が今になほ殘存してゐるといふことは、時局下あらゆる國民の深い關

心と協力とが特に要請せられる所以である。

先にもいふ如くもとより日本民族は天孫降臨に屬從した民族のみによつて單一に成立したものではなく、いはゆる先住民族や大陸方面からの歸化人がこれに混融同化し、皇化の下に同一民族たる強い信念を培はれて形成されたものである。かくてこの國に生をうけたものはその源がいつれにあるかを問ふことなく、同一日本民族としての自覺と誇とを持ち、歴代天皇の御仁慈の下に各々その職分に勵み、國難に際してはよく一致團結して國土を守り、以て今日の國運隆昌を致したのである。

従つて皇國の榮耀のために一身一家を捧げることこそ國民たるものゝ責務であり又喜びであつて、この自覺に徹せずして徒らに封建時代の因襲にとらはれ、優越感を以て人に接し或は自らを卑下するが如きは、速かに國民生活から拂拭されなければならぬ弊風である。殊に之等の人々に對する差別は、この人々に皇國民としての誇を傷け、生涯、更に子々孫々にまで忍ぶべからざる屈辱の下に生きる運命を負はせるもので、これこそわが萬邦無比なる國体の本義を損ぶ所業であるといはねばならぬ。

皮革業者に對する賤視觀念が日本民族本來の思想でなかつた事

も注意されねばならない。また吾人の犯した罪や過ちや穢れはこれを祓滅だよつて清め、清淨な神と同様な本質に立ちかへるとい

00774

00775

00775

問題の重大なる意義を認識し、その速かなる解決に向つて協力をせられることを切望してやまない次第である。

### ◎ 週報・寫眞週報掲載内容 (三月十日發行)

#### ▲ 週 報

- 農業保険制度の改正
- 新制中等學校問答
- 戰力増強と青年學校
- 出版界の新設足
- 新増税一覽表

#### ▲ 寫 真 週 報

○ 撃ちてし止まむ

△ 酒の御酒としての忠誠を宮城二重橋前に御斎ひ申上げる陸軍

幼年學校生徒

△ 今ぞ擊滅のとき来る! ○○島敵前上陸の瞬間

△ 兩手片足を國に捧げわざかに殘る左手で工場に闘ふ傷痍軍人

ふのが上代よりの信仰であつた。即ち穢れを單に穢れとして排斥するやうな消極的な思想でなく、それを淨化して完全なものとせずにおかね積極的な思想がそこに見られるのである。

肉食もまた上代日本の一般的な風習であった。そして今日既に製皮革は重要な産業として發展し、肉食も凡て國民の行ふところとなつてゐる。過去に於て一部同胞に對する差別の理由となつてゐた穢れに關する觀念は、今日既に事實上否定されてゐるのである。

かくて今や一部同胞に對する差別にはその存續を認めべき何等の合理的根據も見出だされない。そしてそれを容易に消滅せしめないものが國民の心理に或は國民生活の中に存するとしても、それはいつれも共に速に清算せらるべき運命にあるものである。要するにそれは國民生活の内に殘された缺陷であり、時代錯誤的な矛盾である。もし多くの國民がこの問題に對して正しい理解を有せず、無關心の態度を持つるまゝに放任せられるとすれば、この問題は今日のこの重大時局に於ても尙かつ依然として解決せられないこととなるのである。しかし今日の日本が、かかる國內の問題をさへ解決し得ぬ如き状態に止まるとするならば、如何にして東亞十億の諸民族にそれべくの所を得しめる大東亞共榮樹建設の大業の完成を期することが出來ようか、冀くば國民の凡てがこの

- △ 俺は今まで飛行機を造ると頑張る工員の意氣
- △ 雪原を掘つて堆肥を一いまから増産にとめる北國農民
- △ みどりの黒髪の上からザンブと水彈をかぶつて防空消火の一線にとび込む女子防空員
- △ 夫の遺志に生き男々しく教へ子を導く軍國の未亡人
- △ 爆彈三勇士の後をつがうと幼い決意をみせる國民學校生徒
- △ 兵農一如竹槍をしごいて武を練る北の農士
- △ メリニ二題
- 印度救援國民大會—東京
- 産業第一線に激勵隊出動—日本精工における東京商工會
- 女學生自作自演の紙芝居
- 其の他

### ◎ 行 旅 死 亡 人

埼玉縣入内郡山口村長ヨリ左記行旅死亡人取扱タル旨報告有之候

條項當リノ向ハ直接該村長宛照會相成度

一、本籍、住所、職業、氏名 不詳

一、性別及年齢 男推定年齢三十七、八歳位

一、人 相 身丈五尺三寸位済形色蒼白面長頭髮前長ク鼻

